湖南市
Konan City Office

Press Release

令和7年(2025 年)1月 17 日
総合政策部危機管理局危機管理・防災課

株式会社ZTVと「防災行政無線等による災害情報等の再送信に関する協定」を締結しました。

■趣旨・目的

災害が発生し、または発生するおそれのある場合等において、自治体が発信する避難情報等については、住民が避難行動をとる際の重要な判断材料となります。現在湖南市では、防災行政無線のほか、湖南市メール配信サービス、公式アプリこなんいろ、フェイスブック、ライン等のSNS、市ホームページ等を情報発信媒体として活用しています。

しかしながら、天候により防災行政無線の音声が聞こえづらい、SNS等を活用できない等の声もあり、高齢者等への情報伝達に大きな課題がありました。

そのような状況を改善するため、従来の情報伝達を補完する1つの手段として防災行政無線等の内容をテレビ（データ放送）で放送することについて、株式会社ZTV（〒514-8557 三重県津市あのつ台 4-7-1 TEL 059-236-5111）と協定を締結しました。

湖南市では、災害時における多様な情報発信媒体の整備を図るため、民間企業等と各種の災害時応援協定を締結しています。

■日時　　令和7年1月 10 日（金）

■内容

防災行政無線で放送する音声や湖南市メール配信サービスによる避難情報等を、ケーブルテレビを通じて再送信できるよう、令和7年1月 10 日に株式会社ZTVと「防災行政無線等による災害情報等の再送信に関する協定」を締結しました。

これにより、スマートフォンや防災行政無線の個別受信端末を持っていない方、防災行政無線が聞き取りにくい方でも、ZTVのテレビサービスを利用されていれば、防災情報をテレビのデータ放送で視聴・確認することができるようになります。現在、2月からの運用開始に向け準備を進めていますが、詳細については改めてZTVからサービス利用者へご案内されます。

今後は、この協定に基づき、相互の連絡体制を整備し、災害に備えることとします。

■問い合わせ

担当課名 ： 危機管理・防災課
担当者名 ： 米津・島田
（直通）0748-71-2311　※ 17 時 15 分以降は、0748-72-1290
（FAX）0748-72-2000

国宝 湖南三山

〒520-3288
滋賀県湖南市中央一丁目1番地
湖南市役所 秘書広報課
TEL 0748-71-2314　FAX 0748-72-1467

防災行政無線等による災害情報等の再送信に関する協定書

令和７年１月 10 日

湖南市

株式会社ＺＴＶ

防災行政無線等による災害情報等の再送信に関する協定

湖南市（以下「甲」という。）と株式会社ＺＴＶ（以下「乙」という。）は、甲が防災行政無線および登録制メールにより住民向けに配信する災害情報等（災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合または平時において甲が特に配信する必要があると認める場合に配信する行政告知情報（防火・防犯対策、獣害対策、熱中症対策等に関する情報）をいう。）を、乙のデータ放送設備により再送信を行うことについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲が防災行政無線および登録制メールにより住民向けに配信する災害情報等を、乙のデータ放送設備等により再送信を行うこと（以下「情報再送信」という。）により、災害時等における住民の情報収集の一助とすることを目的とする。

（再送信の同意）

第２条　甲および乙は、乙の提供するサービスに加入している者（以下「サービス加入者」という。）に対し、情報再送信を行うことに同意する。

２　乙は、甲が提供する災害情報等の内容について、変更を加えないものとする。

（提供地域）

第３条　情報再送信の提供範囲は、滋賀放送局エリア（湖南市）のみとし、テレビ等受信機器の設定により甲から発信される災害情報等を取得可能とする。

（費用）

第４条　情報再送信に必要となる防災行政無線設備、メール配信設備等の改修は甲にて行い、その費用は乙の負担とする。

２　情報再送信に必要な乙のデータ放送設備等の構築に係る費用は、乙の負担とする。

３　情報再送信にあたり、甲による乙への情報提供および乙による提供範囲への情報再送信を行うことの対価は、双方無償とする。

４　乙は、乙のサービス加入者に対する情報再送信の提供は無償とする。

（設備保守）

第５条　情報再送信に係る設備の保守については、それぞれ甲および乙の責任において行うものとする。

（免責事項）

第６条　甲が配信する災害情報等の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものと

する。

２　天変地異その他の事故等により情報再送信が実施できなかった場合でも、双方何ら責任等を負わないものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲および乙は、本協定を実施するための連絡窓口を次のとおり設定する。

(1)　甲　：　湖南市総合政策部危機管理局危機管理・防災課

(2)　乙　：　株式会社ＺＴＶ滋賀放送局

（守秘義務）

第８条　甲および乙は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上または技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲乙協議の上合意した事項に関しては、この限りではない。

（期間）

第９条　本協定の期間は、協定締結の日から令和７年３月末日までとする。ただし、甲または乙から次条の規定による解除の申出がない限り、１年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（解除）

第 10 条　甲または乙が、本協定を解除しようとする場合には、解除する２箇月前までに相手方に書面にて通知することにより解除することができる。なお、解除に係る費用は甲乙それぞれが負担する。

（権利義務）

第 11 条　甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（協議事項）

第 12 条　本協定に定めのない事項については、誠意をもって甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年１月 10 日

甲　　滋賀県湖南市中央一丁目１番地

湖 南 市 長　　松　浦　　加代子

乙　　三重県津市あのつ台四丁目７番地１

株式会社ＺＴＶ

取締役社長　　田　村　　欣　也